

令和4年7月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部
京都府労働局登録教習機関 京第7号
〈登録有効期間 2024年3月30日〉

木材加工用機械作業主任者技能講習会のお知らせ

労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条第1項6号の規定により、木材加工用機械を有する事業場において作業を行う場合は、事業主は技能講習を受けた者のうちから、作業主任者を配置しなければならないことになっております。

登録教習機関であります当支部において、下記により技能講習会を実施しますので多数受講されますようご案内申し上げます。

なお、作業主任者を配置しなければならない事業所の規模は、別記のとおりです。

記

1 講習日時

令和4年10月3日（月）～4日（火）計2日間

2日間とも9：00から18：00まで。集合時間 8：45

2 講習会場

京都府立口丹波勤労者福祉会館（南丹市八木町西田金井畠9）

3 受講料

13,200円（内訳：受講料11,000円、テキスト代2,200円：税込）

【振込先】

◎京都中央信用金庫 三条支店 普通預金515060

林業労働災害防止協会（リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ）

◎京都銀行 二条駅前支店 普通預金1055624

林業・木材製造業労働災害防止協会

（リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ）

4 講習内容

【学科教育 15時間】

- ① 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ② 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ③ 作業の方法に関する知識 ④ 関係法令

【修了試験 1時間】

5 定員 40名 ※定員に達しましたら申し込み受付を終了します。

6 申込先 〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部 [TEL 075-802-2991]

7 申込方法

電話により仮予約して頂いた上で、別紙申込書に写真を貼付、必要事項を記入し、受講料の振込証明書等の写しと別途写真1枚を添えて郵送又は持参願います。

なお、持参の場合は、窓口で受講料の支払い可。

※写真のサイズ(タテ3.6cm×ヨコ2.5cm:ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可、裏面に氏名を記入)

8 申込期間

令和4年8月3日から令和4年9月20日までに手続きを完了してください。

9 その他

①申込者には、後日受講票(ハガキ)を送付します。(講習日の5日前までに届かない場合は連絡してください。)

②当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。

③テキストは講習会場でお渡しします。

④昼食は、各自用意してください。

⑤修了証は、修了試験の合格者に後日(2週間以内に)郵送します。

⑥受講申込締切後に受講者の都合で参加を取り消される場合、受講料等は返却いたしかねますので御了承ください。

⑦講習科目の一部免除の資格を有する方を対象とする講習会ではありません

⑧受講申込が少ない場合は中止することがあります。

⑨不明の点は申込先へお問い合わせください。

10 おことわり

受講の際はご自身のマスクを持参・着用してください。

発熱等の風邪のような症状がみられるときは受講できません。

新型コロナウイルス感染症対策で講習会を中止することが想定されます。中止の場合は事業主様にメール又は電話でお知らせします。

また、(一社)京都府木材組合連合会ホームページ(<https://www.kyomokuren.or.jp>)の新着情報でもお知らせしますので、受講生の皆様も確認してください。

新型コロナ感染症防止対策のため講習を中止する場合、受講手数料等は振込手数料を差し引いた金額を返還します。手続きの詳細についてはメール又は文書で連絡します。

***新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**

★別記

◎木材加工用機械作業主任者を配置しなければならない事業所

① 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びブリーターに限るものとし携帯用のものを除く)を5台以上有する事業場

② 上記①の機械に自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は、3台以上有する事業場

◎受講資格

木材加工用機械による作業に3年以上従事した者。